

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市立小・中学校の学校再開にあたって（お知らせ）

令和2年6月1日（月）以降の学校再開にあたり、大阪狭山市教育委員会はこの度、文部科学省や大阪府教育庁から発出された衛生管理マニュアル等をもとに、保護者の皆様あての学校再開に関するお知らせについてとりまとめました。今後、学校における教育活動は、この「お知らせ」と大阪府のマニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで進めてまいります。

なお、この「お知らせ」は令和2年5月時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止について

○児童生徒について

- ・児童生徒に対しては、登校前に自宅にて検温と健康観察を実施し、「健康観察カード」や連絡帳に記入のうえ、持参させてください。また、発熱や風邪症状がある場合は学校に連絡し、登校させずに自宅で休養するようにしてください。

風邪症状の例・・・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

- ・原則として、自宅を出る時点から帰宅するまで、マスクを着用することとします。
- ・学校では、「登校時」「外から教室に入る時」「トイレの後」に、流水と石けんによる手洗い、または手指消毒を行うよう指導します。
- ・学校で急に発熱した場合は、他の児童生徒がいない部屋で待機させたいうえで、保護者の方へ連絡しますので、お迎えをお願いします。

○教職員について

教職員は出勤前に自宅で検温し、発熱や風邪症状がある場合は出勤せず、自宅で休養するようにします。また、児童生徒と同様に、マスクの着用や手洗いによる新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行います。

○環境衛生管理について

- ・児童生徒が学習する教室等では、2方向の窓を開放するなど、十分な換気を行います。（エアコン使用時においても、30分に1回、5分程度の換気を行います。）
- ・飛沫感染防止の観点から、教卓と児童生徒の最前列の机との間隔を確保します。
- ・児童生徒の下校後、児童生徒が使用した教室及びトイレの清掃と消毒を1日1回以上行います。（消毒箇所は、児童生徒が使用した机・椅子と、児童生徒が共通に触れるドアの取手、スイッチ、手すりを基本とします。）
- ・気候の状況等により、マスクを着用し続けることで熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮を行った上で、マスクを外すよう指導することがあります。

2. 感染者、濃厚接触者が生じた場合の対応について

児童生徒や同居の家族が新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合や、濃厚接触者に特定された場合は、必ず学校まで連絡してください。

○新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒、または教職員に感染者が確認された場合

- ・児童生徒、または教職員に感染者が確認された場合は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。
- ・児童生徒の感染が判明した場合は、学校保健安全法第 19 条に基づく「出席停止」（欠席としない）となります。

(2) 児童生徒、または教職員の家族に濃厚接触者が確認された場合

- ・児童生徒や教職員の家族に濃厚接触者がいる場合は、保健所等関係機関と相談の上、個別に対応します。
- ・保健所により、濃厚接触者にあたりと特定された児童生徒は、学校保健安全法第 19 条に基づき、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間の「出席停止」（欠席としない）となります。

○発熱や風邪症状がある児童生徒の出席停止措置について

(1) 児童生徒に発熱や風邪症状がある場合の欠席は、1 日目であっても「病欠欠席」ではなく、「出席停止」（欠席としない）とします。

(2) 次の症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」（富田林保健所）へ連絡し、感染の可能性やその後の対応について相談してください。

- A. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- B. 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- D. 上記 A、B、C 以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が 4 日以上続く場合
（大阪府の資料より抜粋）

3. 学習について

臨時休業中（3 月分も含む）に指導を予定していた学習内容については、各学校で家庭学習の状況を確認したうえで、今年度中に学習できるよう進めてまいります。夏季休業期間を短縮して授業日を確保するとともに、各小・中学校において児童生徒や教職員の負担に配慮した上で、効果的な学習となるよう工夫をしております。

○夏季休業期間の短縮について

- ・本年度の夏季休業は、令和 2 年 8 月 8 日（土）～8 月 23 日（日）の期間とします。

※当初の夏季休業期間は 7 月 21 日（火）～8 月 27 日（木）の予定でしたが、7 月 21 日（火）～8 月 7 日（金）及び 8 月 24 日（月）～8 月 27 日（木）の期間も授業を実施します（土・日曜日を除く）。

- ・今年度の 1 学期は 6 月 1 日（月）から 8 月 7 日（金）まで、2 学期は 8 月 24 日（月）からとします。

○学校における健康診断について

6 月 15 日（月）以降、学校医と調整のうえ、できるだけすみやかに実施します。（健康診断の科目によっては、2 学期以降の実施となる場合があります。）

○体育の授業について

- ・スポーツ庁の通知に基づき、児童生徒の運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、体育の授業ではマスクを着用しません。(ただし、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、個別に対応します。また、教員は原則として体育の授業中でもマスクを着用します。)
- ・体育の授業前にマスクを外してから、授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2m以上確保するよう指導します。

○水泳の授業について

今年度における学校の水泳授業は、下記の理由により、中止いたします。

- ・例年水泳授業開始までに実施している健康診断(内科・眼科・耳鼻科)を、今年度は水泳実施時期までに終了できない可能性があり、児童生徒の安全確保や健康管理において課題があるため。
- ・プールやプールサイド、更衣室で児童生徒が密集・密接とならないよう、間隔を2m以上保ちながら授業を行うことが困難なため。

○ICT機器を活用した家庭学習(オンデマンド※学習)について

下記の理由により、各小・中学校におけるICT機器を活用した家庭学習(オンデマンド学習)を実施してまいります。

- ・学校再開後の限られた授業日数で児童生徒が効率よく学習内容を理解・定着できるよう、学校の授業と家庭における学習動画等の視聴とを組み合わせ学習を進めていく必要があるため。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、再度臨時休業措置となる可能性があることから、児童生徒が普段からICT機器を活用した家庭学習に慣れ親しんでおく必要があるため。
- ・家庭学習で活用できるICT機器の環境がない場合は、学校にご相談ください。(学校のパソコン教室を活用していただくことができます。)

※「オンデマンド」・・・利用者が自らの都合で必要な時に、必要な機能や情報を得られるという意味

4. 学校行事について

○修学旅行等の宿泊行事や校外学習について

- ・小学6年生、中学3年生の修学旅行については、新型コロナウイルス感染防止対策を最優先としつつ、可能な限り実施する方向で調整します。
- ・小学5年生や中学1・2年生の宿泊行事については、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動を含むことから、本年度は中止いたしますが、これに代わる行事については、今後検討してまいります。
- ・その他の校外学習(遠足など)については、今後発出される国や府のガイドラインに基づいて、実施可能な時期や内容について判断してまいります。

○運動会・体育大会について

- ・運動会・体育大会については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、昨年度と同様の内容・方法で実施することはできませんが、今後、感染症対策を講じたうえで、どのような取組みができるか、実施の可否も含めて検討してまいります。

5. 学校給食について

○給食の実施について

- ・6月1日(月)～6月12日(金)の期間、学校給食は実施しません。(食材調達の都合上、学校給食開始まで一定の時間を要するため。)
- ・6月15日(月)から、学校給食を実施します。(6月15日の週の給食は、「パンと汁物」、6月22日の週は、「パンと汁物、牛乳、おかず1品」です。6月29日の週から、「パン」が「ごはん」になる場合があります。)

※8月までの献立は、栄養バランスを考慮したうえで、感染防止の観点から品数を減らしています。

- ・夏季休業の短縮により、授業日となる7月21日（火）～8月7日（金）の期間及び8月24日（月）以降も、給食を実施する予定です。（1学期の給食最終日や2学期の給食開始日は、後日学校からお伝えします。）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度のバイキング給食は実施しません。

○喫食時の感染予防策について

- ・食事の前に、児童生徒と教職員全員が流水と石けんで手洗い、または手指消毒を行います。また、手洗い後の手拭きの際は、自身が持っているハンカチ等を使用し、他の人と共有しないよう指導します。
- ・配食時は、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐため、給食当番はもとより児童生徒等全員が必ずマスクを着用するよう指導します。
- ・喫食時は、全員が前を向いて、無言で食べるよう指導します。

○給食費について

大阪狭山市独自の施策により、教育にかかるご家庭の負担を少しでも軽減するため、小学校、中学校再開後の2か月分（令和2年6月～7月分）の給食費は無償となります。6月の給食の実施が15日（月）からになることと、夏季休業期間の短縮に伴い、8月31日までを無償とします。

6. 部活動について

- ・教育委員会と各中学校で、6月15日以降、リスクの低い活動から段階的に実施することについて検討します。

7. 児童生徒・保護者の心のケアに係る相談窓口について

- ・新型コロナウイルス感染症対応により、日常生活が大きく変わる事態となり、子どもたちは、友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩みを抱きながら休校中の生活を送ってきたと考えられます。
- ・学校再開後、児童生徒が悩みや不安について相談できるよう、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が教育相談を受け付けておりますので、各小・中学校または下記連絡先までご相談ください。
- ・また、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものです。
- ・本市では、このような偏見や差別が生じないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、児童の発達段階に応じて啓発を行ってまいります。（新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談も、各小・中学校や下記連絡先で受け付けております。）

（児童生徒・保護者の心のケアにかかる相談連絡先）

「大阪狭山市教育委員会 教育部学校教育グループ（教育相談担当あて）」

： TEL 072-366-0011（内線 809）

「すこやか教育相談 24」 : TEL 0120-0-78310（無料） 24時間対応の電話相談です。